

社会福祉法人あけぼの会 役員等報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あけぼの会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員等が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事又は評議員が理事会又は評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 交通費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 出張旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張前に支払うこととするが、必要により、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、法人認可の日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 6 月 7 日より改正施行する。

役員報酬一覧表

別表 1

名 称	実費弁償費
理事会・評議員会 日当	5,000円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事・評議員 業務報酬等	10,000円	5,000円
監事会計監査報酬等 (専門職)	20,000円	5,000円
監事業務監査報酬等	10,000円	5,000円

別表 3

出張旅 費	鉄道・ 航空賃	県内日当	県外日当	車賃（県外）	宿泊料
理事長	実費	5,000	10,000	5,000	20,000
理事・監事 評議員	実費	4,000	8,000	5,000	15,000

※県内交通費

旧秋田市	2,160	旧太田町	680	旧西仙北町	640
旧横手市	920	旧神岡町	280	旧六郷町	370
旧湯沢市	1,520	旧千畑町	440	旧田沢湖町	1,600
旧増田町	1,220	旧仙北町	140	旧仙南村	520
旧角館町	800	旧中仙町	520	旧協和町	800